



2022年5月10日

各 位

会 社 名 株式会社リコー  
代表者氏名 代表取締役 社長執行役員 山下 良則  
(コード番号 7752 東証プライム)  
問合せ先責任者 コーポレート執行役員・CFO  
川口 俊  
電話番号 050-3814-2805

### 定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の当社第122回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### (2) 株主総会の招集に係る変更

当社は、2020年6月総会はハイブリッド参加型バーチャル総会、2021年6月総会はハイブリッド出席型バーチャル総会を実施し、居住地に関わらず多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図ってまいりました。

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社

において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社の基本的な方針としては、リアル総会とバーチャル総会を組み合わせたハイブリッド出席型バーチャル総会で実施することとしております。しかし、今後、各種の感染症や天災地変の発生等の緊急事態に備え、確実に株主総会を開催し、事業を継続するため、バーチャルオンリー株主総会を選択可能にしておくことが、企業のリスクマネジメントの観点から重要であると考えております。これらを踏まえ、各種の感染症や天災地変の発生等の緊急事態に限定して、バーチャルオンリー株主総会を開催できるよう、定款第13条第2項を追加するものです。なお、本議案の上程にあたり、当社はバーチャルオンリー株主総会の開催に必要な経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けています。

また、株主提案がなされた場合など株主の皆様にとって極めて重要と判断される株主総会を開催する場合は、バーチャルオンリー株主総会は実施しない方針です。

#### 〈株主総会の招集に係る考え方〉

基本方針：ハイブリッド出席型バーチャル総会

(リアル出席またはバーチャル出席をご選択いただける開催形式)

バーチャルオンリー株主総会：各種の感染症や天災地変の発生等の緊急事態に限定

※株主提案がなされた場合など株主の皆様にとって極めて重要と判断される株主総会を開催する場合は、バーチャルオンリー株主総会は実施しない

バーチャルオンリー株主総会を実施する場合は、下記の株主の皆様の下記の権利を保持し、恣意的な運営とならない体制・しくみを導入し、透明性のある株主総会を実施する方針です。

- ・ 質問をする権利
- ・ 議決権を行使する権利
- ・ 動議を提出する権利
- ・ (株主提案などがあった場合に)提案した株主様がその議案を説明する権利

#### 〈バーチャルオンリー株主総会の開催を判断する際のプロセス〉

各種の感染症や天災地変の発生時等に、政府からの方針やガイドラインに沿う対応を基本とし、物理的に会場の確保が困難な状況や株主の皆様が安全が確保できない状況など、場所の定めのある株主総会の開催が株主の皆様が利益に照らして適切でないと判断した場合、取締役会での議論・審議を経て決定します。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(1) 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u>  <u>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>  <u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(附則)</u>  <u>1. 現行定款第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第 17 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u>  <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 17 条はなお効力を有する。</u>  <u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

(2) 株主総会の招集に係る変更

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(招集) 第13条 定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。</p>	<p>(招集) 第13条 定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。 <u>②当社は、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切ではないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

3. 変更の日日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日(予定)

定款変更の効力発生日 2022年6月24日(予定)

以上